

合理的配慮の不提供と不当な差別的取扱いとの関係について

放送大学 川島聡

1. 障害のモデル

障害の個人（医学）モデル： 機能障害→不利益（日常生活・社会生活の制限）

障害の（米国）社会モデル： 機能障害と社会的障壁→不利益

* 実質的に社会的障壁の問題性を強調する。

障害の（英国）社会モデル： 社会的障壁→不利益

* 機能障害のある人の存在を前提とする。

→ 英米の社会モデルはどちらも、社会的障壁の問題性を強調する視点である。

2. 社会的障壁の除去（バリアフリー）の方法

合理的配慮： 障害者個人のための社会的障壁の除去

環境の整備（事前的改善措置）： 不特定の障害者のための社会的障壁の除去

3. 合理的配慮の例

合理的配慮は、①個別のニーズ、②社会的障壁の除去、③非過重な負担、④意向の尊重、⑤本来業務付随、⑥機会の平等、⑦本質変更不可、という 7 要素（要件）から成る。

3-1. 合理的配慮義務の違反に該当する例（令和 5 年 3 月 14 日に閣議決定された基本方針）

前例がないこと

試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

抽象的な理由

イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

既存のマニュアル（方針）

電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

特別扱いはできない

自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

3-2. 合理的配慮義務に違反しないと考えられる例（令和5年3月14日に閣議決定された基本方針）

本来業務に付随しない

飲食店において、食事介助等を求められた場合に、当該飲食店が当該業務を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること。

平等な機会（同等の機会）ではない

抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。

本質を変更する

オンライン講座の配信のみを行っている事業者が、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、当該対応はその事業の目的・内容とは異なるものであり、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備も有していないため、当該対応を断ること。

過重な負担（人的・体制上の制約）となる

小売店において、混雑時に視覚障害者から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストを書き留めて商品を準備することができる旨を提案すること。

4. 不当な差別的取扱いの例（令和5年3月14日に閣議決定された基本方針）

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく障害を理由として障害者を比較対象者（本質的事情が同じである非障害者）よりも不利益に扱うことをいう。

4-1. 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

漠然とした安全上の問題

障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。

業務の遂行に支障がない

業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。

一律に待遇の質を下げる

障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に待遇の質を下げる

こと。

一律に利用条件を付す

障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

4-2. 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

障害者本人の安全確保

実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。

事業者の損害発生の防止

飲食店において、車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行うこと。

障害者本人の財産の保全

銀行において口座開設等の手続を行うため、預金者となる障害者本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の取引意思等を確認すること。

事業の目的・内容・機能の維持

電動車椅子の利用者に対して、通常よりも搭乗手続や保安検査に時間を要することから、十分な研修を受けたスタッフの配置や関係者間の情報共有により所要時間の短縮を図った上で必要最小限の時間を説明するとともに、搭乗に間に合う時間に空港に来てもらうよう依頼すること。

5. 合理的配慮と不当な差別的取扱いとの関係

不当な差別的取扱いをすること（作為）と合理的配慮をしないこと（不作為）は、どちらも障害者差別解消法の下では差別となる。不当な差別的取扱いと合理的配慮は、どちらもルールに例外を設ける機能をもつことがある。

どちらになるか

教員がルールに例外を設けるという行為が、不当な差別的取扱いにあたるか、合理的配慮にあたるか、のどちらになるかが問題となることがある。たとえば、教員としては合理的配慮のつもりで授業中に障害学生をあてなかったが、障害学生としては障害ゆえにあてられなかったので不当な差別的取扱いを受けたと考えた、ということがある。障害学生の意向を確認せず・尊重せずにルールに例外を設けると、このような事態が生じうる（上記3の合理的配慮の要素④を参照）。

どちらにもなりうる

教員がルールに例外を設けないという行為が、不当な差別的取扱いにあるとともに、合理的配慮の不提供にもあたる可能性がある。たとえば、教員が犬の帯同を認めないという従来の方針（ルール）に例外を設けず、障害者に盲導犬の帯同を認めない場合には、障害者への合理的配慮の不提供となりうるとともに、不当な差別的取扱いにもなりうる。

表面上中立的なルール（規定・基準・慣行）

表面上中立的なルールの設定は、基本的に不当な差別的取扱いにあたらないが、合理的配慮の対象になることがある。たとえば、マイカー参加の禁止というルール（表面上中立的なルール）は、障害を理由とするものではなく、「障害者のみに関連する事柄」（盲導犬、車いすなど）を理由とするものでもなく、不当な差別的取扱いにあたらないが、そのルールに例外を設けるという合理的配慮の義務の対象となりうる。

過重な負担と正当な理由

教員が過重な負担のため配慮を提供できないことで、やむをえず障害を理由に差別的取扱いをした場合には、「正当な理由」が認められることがある（上記4-2の「障害者本人の安全確保」を比較参照）。